

# 經濟産業省



番号	制度名
経済産業省	
経産01	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
経産02	産業用地整備促進税制の創設
経産03	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
経産04	中小企業者等の法人税率の特例の延長
経産05	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の延長
経産06	保険会社等の異常危険準備金の延長
経産07	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
経産08	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
経産09	公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置
経産10	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 別添資料に追記した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用数（令和5年度）について、「令和5年度までに法第25条の確認を受けた承認地域経済牽引事業者を対象に実施したアンケートを基に令和4年度の「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた件数÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けたと回答した件数」の比率を算出し、令和5年度及び6年度に実施したアンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和7年度及び8年度）が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 将来の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	①・② 御指摘の点については財務省主税局と調整中のため調整次第お示しする。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の適用数（令和6年度）について、「令和5年度までに法第25条の確認を受けた承認地域経済牽引事業者を対象に実施したアンケートを基に令和4年度の「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた件数÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けたと回答した件数」の比率を算出し、令和5年度及び6年度に実施したアンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
---

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 別添資料に追記した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（平成29年度から令和5年度までの法人税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額が明らかにされていない。また、過去の減収額（令和5年度の法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、これらの点を課題とする。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和7年度及び8年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	①・② 御指摘の点については財務省主税局と調整中のため調整次第お示しする。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和6年度の法人税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額が明らかにされていない。また、将来の減収額（令和6年度の法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、これらの点を課題とする。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未
-------------------------	---

<p>来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（令和2年度～令和6年度幾何平均）。以下同じ。）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標に対する過去の効果について、「政策目標の測定期間外の参考値として、企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率については平成29年度から令和元年度の+0.13%に対し、令和2年度から令和5年度の測定対象群の常時従業員一人当たり付加価値額変化率は+0.42%である」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「傾向スコアマッチングによる対照群の特定」及び「「差の差」の手法による政策効果の特定」により把握された政策効果（平成29年から令和元年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率）が説明されているが、その根拠が明らかにされておらず、所期の達成目標に対する過去の効果との関係が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率を年度ごとに記載した。</p> <p>② 常時従業員一人当たり付加価値額変化率を直接引用することはできないことから、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる測定指標を含む。））が分かるよう評価書に記載した。</p> <p>③ 本措置に係る調査分析資料については、必要に応じて別途送付する。</p> <p>④ 達成目標に対する進展について記載する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の効果（令和5年度）が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：D段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（令和2年度～令和6年度幾何平均））に対する将来の効果について、「本税制措置を講じることにより、将来についても、地域企業の成長・生産性向上を通じた政策目標の達成に寄与すると認められる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (6)④の指摘を受けて、記載した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
<p>(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：B段階)</p> <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、評価書中の「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」の欄に、補助金等の他の政策手段ではなく、要件・効果等を法令等により規定する税制措置という手法を用いることで、政策支援に対する事業者の予見可能性が確保される旨を昨年より追記しているため確認されたい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 「地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、事業者の予見可能性を確保しつつ、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義、法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(国税4・地方税7)
		②: 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」という。)の規定に基づき都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従って行われる承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)の用に供する施設・設備を増設した場合に、当該増設に伴い新たに取得等した資産について、下記の割合により、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けられる。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は80億円とし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。</p> <p>&lt;特別償却&gt;</p> <p>機械装置・器具備品 40%</p> <p>(地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については50%)</p> <p>建物・附属設備・構築物 20%</p> <p>&lt;法人税額等の税額控除&gt;</p> <p>機械装置・器具備品 4%</p> <p>(地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については5%)</p> <p>(地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業については6%)</p> <p>建物・附属設備・構築物 2%</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限を2年間延長する。(令和8年度末まで)</li> <li>・地方公共団体が戦略的かつ重点的に支援を行う産業分野を「重点促進分野(仮称)」とし、同分野に対する新たな枠を設ける。</li> <li>・地域経済牽引事業計画の期間内(最大5年以内)に行った設備投資について、税制の適用を可能とする。</li> </ul> <p>等</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の4、第42条の11の2</li> <li>・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第5条の5の2、第27</li> </ul>

		条の11の2 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、附則第8条第5項
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:平成29年度~令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度:創設 平成31年度:延長・拡充(※1) 令和3年度:延長・拡充(※2) 令和5年度:延長・拡充(※3) 令和6年度:拡充(※4) (※1)直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 (※2)課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援することなどとした。 (※3)対象事業において、特に高い付加価値を創出する事業を地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として対象に追加等した (※4)対象事業において、一定の要件を満たす中堅企業が行う事業を地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業として対象に追加した
8	適用又は延長期間	2年間(令和7年4月1日~令和9年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。
		《政策目的の根拠》 ○地域未来投資促進法 第1条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ○経済財政運営と改革の基本方針2023[令和5年6月16日閣議決定] 第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化 (中堅・中小企業の活力向上) 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高100億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。(略)  ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版[令和5

		<p>年6月16日閣議決定]</p> <p>Ⅷ. 経済社会の多極化</p> <p>1. デジタル田園都市国家構想の実現</p> <p>(2) デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、教育の整備</p> <p>⑤ 中堅・中小企業の振興</p> <p>地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、人手不足の解消に向けた省人化投資や経営戦略作り、人材の獲得・育成・定着に向けた取組や外需獲得、M&amp;A、イノベーション等の取組について、予算・税制等により、集中支援を行う。</p>																						
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展																						
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率:年2%以上(令和2年度～令和6年度幾何平均)[第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020改訂版)】</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、事業者の予見可能性を確保しつつ、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている。</p>																						
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>○適用件数</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> <td>185</td> <td>298</td> <td>336</td> <td>366</td> <td>363</td> <td>320</td> <td>282</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については別紙参照</p>	年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	適用件数	7	185	298	336	366	363	320	282	精査中	精査中
年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8														
適用件数	7	185	298	336	366	363	320	282	精査中	精査中														
	②: 適用額	<p>○適用額</p> <p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>1</td> <td>120</td> <td>229</td> <td>324</td> <td>361</td> <td>339</td> <td>294</td> <td>342</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については別紙参照</p>	年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	適用額	1	120	229	324	361	339	294	342	精査中	精査中
年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8														
適用額	1	120	229	324	361	339	294	342	精査中	精査中														

	③: 減収額	<p>○減収額</p> <p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0.59</td> <td>50</td> <td>82</td> <td>105</td> <td>115</td> <td>108</td> <td>131</td> <td>150</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.04</td> <td>2.9</td> <td>5.7</td> <td>5.6</td> <td>5.6</td> <td>5.4</td> <td>9.1</td> <td>10.5</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.03</td> <td>6.6</td> <td>12</td> <td>19</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については別紙参照</p>	年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	法人税	0.59	50	82	105	115	108	131	150	精査中	精査中	法人住民税	0.04	2.9	5.7	5.6	5.6	5.4	9.1	10.5	精査中	精査中	法人事業税	0.03	6.6	12	19	22	21	14	16	精査中	精査中
年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8																																				
法人税	0.59	50	82	105	115	108	131	150	精査中	精査中																																				
法人住民税	0.04	2.9	5.7	5.6	5.6	5.4	9.1	10.5	精査中	精査中																																				
法人事業税	0.03	6.6	12	19	22	21	14	16	精査中	精査中																																				
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和4年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況の評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。</p> <p>なお、参考値として、企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率(平成29年度から令和元年度)は▲1.2%であったのに対し、令和2年度から令和4年度の測定対象群の常時従業員一人当たり付加価値額変化率は+4.0%であった。</p> <p>政策目標である常時従業員一人当たり付加価値額変化率:年2%以上は直近3か年度では達成できているが、これは令和3年度の伸び率が顕著に高かったためであり、令和4年度は物価高の影響等により、再度マイナスとなっているため、目標値の達成のためには、引き続き、本税制措置を講じる必要がある。</p> <p>常時従業員一人当たり平均付加価値額の各年度における前年度からの伸び率は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸び率</td> <td>+8.5</td> <td>▲2.3</td> <td>▲9.0</td> <td>▲4.0</td> <td>+18.0</td> <td>▲0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、常時従業員数一人あたり付加価値額の算定方法は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常時従業員数一人あたり付加価値額＝地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の(付加価値額の合計)÷(従業員数合計の合計)</li> <li>付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課</li> <li>費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費</li> </ul> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制措置の政策効果を検証するため、令和2年に地域経済牽引事業計画の承認を受け、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群(以下「処置群」という。)について、平成30年から令和2年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。</p> <p>① 傾向スコアマッチングによる対照群の特定</p>	年度	平成29	30	令和元	2	3	4	伸び率	+8.5	▲2.3	▲9.0	▲4.0	+18.0	▲0.9																														
年度	平成29	30	令和元	2	3	4																																								
伸び率	+8.5	▲2.3	▲9.0	▲4.0	+18.0	▲0.9																																								

		<p>処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率(傾向スコア)が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。</p> <p>③ 「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a)処置群における平成30年と令和2年の差分と、(b)対照群における平成30年と令和2年の差分を計算した上で、(a)と(b)の差分を政策効果とする。</p> <p>この結果、いずれの指標においても+10~30%pt程度の差分が政策効果として生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることにより、将来についても、地域企業の成長・生産性向上を通じた政策目標の達成に寄与すると認められる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>我が国の地域経済は、人口減少・高齢化といった構造的課題に加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料費・エネルギー価格の高騰の影響等により、厳しい状況が継続している。このような状況の下、地域経済を牽引する企業の設備投資を後押しし、地域全体の成長・生産性向上を図っていくことは、重要な課題となっている。</p> <p>地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、地域への相当の経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。この点に着目し、平成29年度以降、地域経済牽引事業に対して本税制措置等を講じ、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきたところである。本税制措置については、地域企業の設備投資の促進や付加価値の創出に寄与しており、引き続き措置を講じることが重要である。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制措置の適用を受けるためには、 ①青色申告書を提出する個人または法人が、 ②地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、 ③地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。</p> <p>この際、地域経済牽引事業を行おうとする地域が、当該産業の新興を重要なものと位置づけ、当該産業の振興に関する計画を策定することなどが求められており、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者に関する本税制措置以外の主な支援措置として、地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度等を設けている。</p> <p>地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置は、財政力指数が一</p>

		<p>定未滿の地方公共団体が、承認地域経済牽引事業者に対して地方税(固定資産税、不動産取得税)を課税免除等した場合に、その減収額の一部を補填するものである。この措置は、財政基盤が乏しい地方公共団体においても積極的に地域経済牽引事業が促進できるよう、国が地方公共団体に対して支援を行うものであり、本税制措置とは目的及び支援対象が異なっている。</p> <p>また、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度は、日本政策金融公庫が承認地域経済牽引事業者に対して長期かつ固定金利での融資を行うものであり、設備投資の前段階の資金調達を支援するものであるから、本税制措置とは目的が異なっている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置は、地方公共団体が基本計画を策定し、これに適合するものとして都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に関して、課税の特例措置を講じるものである。本税制措置により、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業が促進され、地域の成長発展の基盤強化に資するため、地方公共団体が協力する相当性を有する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月(R4経産01)

別紙

**地域未来投資促進税制(減収見込額・適用件数実績推計)**

**1. 国税減収見込額・適用件数見込み**

(1)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(以下「適用実態調査」という。))に基づき、平成 29 年度から令和4年度までの減収額・適用件数(実績)を推計(注1)した。また、経済産業省が承認地域経済牽引事業者に実施したアンケート(注 1)に基づき、令和5年度及び令和6年度の減収見込額・適用件数見込みを計算した。その結果は下記のとおり。

		特別償却		税額控除		合計減収額 (注2) [億円]
		適用額[億円]	件数[件]	適用額[億円]	件数[件]	
平成 29 年度	実績	0.41	2	0.54	5	▲0.59
平成 30 年度	実績	78.67	73	41.03	112	▲50
令和元年度	実績	162.36	136	67.02	162	▲82
令和2年度	実績	240.94	151	82.67	185	▲105
令和3年度	実績	270.24	143	90.89	223	▲115
令和4年度	実績	252.85	141	85.81	222	▲108
令和5年度	見込み	212.97	120	81.23	200	▲130.64
令和6年度	見込み	250.14	95	91.52	187	▲149.55

(注1) 平成 29 年～令和4年度の適用件数及び適用額について租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を基に算出。

平成 29 年度の適用件数及び適用額(租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)

[https://warp.dandl.go.jp/info/djlp/pid/11657372/www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/stm\\_report/index.htm](https://warp.dandl.go.jp/info/djlp/pid/11657372/www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm)

平成 30 年度～令和4年度の適用件数及び適用額(租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/stm\\_report/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm)

(注2)令和5年度までに法第 25 条の確認を受けた承認地域経済牽引事業者を対象に実施したアンケートを基に令和4年度の「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた件数÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けたと回答した件数」の比率を算出し、令和5年度及び6年度に実施したアンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている。

(注3)平成 29 年度～令和4年度合計減収額については、財務省が「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績推計)を記載。令和5年度～令和6年度の合計減収額については、「特別償却欄の適用額×法人税率 23.2%+税額控除欄の適用額」で計算している。

**2. 地方税減収見込額**

		(1)法人住民税[億円]	(2)法人事業税[億円]	合計[億円]
平成 29 年度	実績	0.04	0.03	0.07
平成 30 年度	実績	2.85	6.55	9.40
令和元年度	実績	5.74	12.45	18.19
令和2年度	実績	5.55	18.68	24.23
令和3年度	実績	5.57	22.27	27.84
令和4年度	実績	5.44	20.87	26.31
令和5年度	見込み	9.14	13.98	23.12
令和6年度	見込み	10.47	16.40	26.87

(1)法人住民税:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(平成 29 年度～令和 4 年度)」に基づき、平成 29 年度から令和 4 年度までの減収額(実績)を計算した。

			道府県民税[千円]	市町村民税[千円]	法人住民税[千円]
H29	単体	特別償却	306	928	3,637
	法人	税額控除	596	1,807	
	連結	特別償却	0	0	
H30	単体	特別償却	58,456	177,194	284,621
	法人	税額控除	11,620	35,222	
	連結	特別償却	199	604	
R 元	単体	特別償却	114,352	346,630	573,601
	法人	税額控除	21,753	65,939	
	連結	特別償却	6,183	18,744	
R2	単体	特別償却	79,219	350,404	554,764
	法人	税額控除	13,677	65,454	
	連結	特別償却	5,038	24,111	
R3	単体	特別償却	55,215	331,290	56,904
	法人	税額控除	14,267	85,476	
	連結	特別償却	7,480	44,876	
R4	単体	特別償却	57,829	346,974	543,528
	法人	税額控除	18,190	109,143	
	連結	特別償却	831	4,984	
		税額控除	797	4,780	

また、令和5年度以降の減収額については、法人税の減収額に法人住民税率(0.07)を乗じて計算した。その結果は下記のとおり。

令和5年度 9.14 億円 (130.64 億円×0.07)

令和6年度 10.47 億円 (149.56 億円×0.07)

(2)法人事業税(特別法人事業税・地方法人特別税を含む。):総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき、平成 29 年度から令和3年度までの減収額(実績)を計算した。

			事業税[千円]	地方法人特別税[千円]	法人事業税[千円]
H29	単体	特別償却	1,825	1,091	2,916
		税額控除			
	連結	特別償却	0	0	
H30	単体	特別償却	442,696	209,714	654,780
		税額控除			
	連結	特別償却	1,655	715	
R 元	単体	特別償却	791,328	411,317	1,245,129
		税額控除			
	連結	特別償却	20,218	22,266	
R2	単体	特別償却	1,247,406	538,897	1,867,690
		税額控除			
	連結	特別償却	44,676	36,711	
		税額控除			

R3	単体	特別償却	1,437,867	564,563	2,227,398
		税額控除			
	連結	特別償却	148,397	76,571	
		税額控除			
R4	単体	特別償却	1,472,924	583,129	2,087,055
		税額控除			
	連結	特別償却	22,629	8,373	
		税額控除			

また、令和5年度以降の減収額については、次の方法により計算。

- ・ 法人事業税(所得割)は、特別償却適用額に税率(0.033)を乗じて計算。
- ・ 特別法人事業税は、法人事業税(所得割)の減収見込み額に税率(0.776)を乗じて計算。
- ・ 法人事業税(付加価値割)は、特別償却適用額に税率(0.007)を乗じて計算。

その結果は下記のとおり。

令和5年度 13.98 億円

法人事業税(所得割) : 212.97 億円 × 0.033 = 7.03 億円

特別法人事業税 : 7.03 億円 × 0.776 = 5.46 億円

法人事業税(付加価値割) : 212.97 億円 × 0.007 = 1.49 億円

令和6年度 16.40 億円

法人事業税(所得割) : 250.14 億円 × 0.033 = 8.25 億円

特別法人事業税 : 8.25 億円 × 0.776 = 6.40 億円

法人事業税(付加価値割) : 250.14 億円 × 0.007 = 1.75 億円



点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	産業用地整備促進税制の創設
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: E段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（企業が投資を行うための言わば下地作りである産業用地整備を迅速化することで、国内投資を促進する。以下同じ。）は、政策目的（産業用地に対するニーズが高まる中、産業用地を迅速に供給することで、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の適用額や適用年数が未定のため、現時点で具体的かつ定量的に記載できていないが、制度措置を踏まえ、評価分析期間中に、本税制の適用を受けて造成された産業用地に立地した企業の設備投資額等の適切な指標を参照しながら、本租税特別措置の政策評価を行う予定である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: E段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 新税制要望であり、現時点で税制適用額が定まっていないため、既存の税制の適用数等を参考とした定量的な見込み試算が困難である。適用額が定まり次第、適用数の見込みが試算可能となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: E段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 新税制要望であり、現時点で税制適用額が定まっていないため、減収額の試算が困難であるが、「適用額×適用数」を算定式とし、適用額が定まり次第、減収額が明示可能となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: E段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1)と同じく、今後、具体的な達成目標を設定した上で、本租税特別措置の効果を適切に分析する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p> <p>② 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等として「租税特別措置法「第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除」があるとしているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、地方公共団体がノウハウ等の補完の観点から民間事業者と連携して行う産業用地整備事業のために土地を譲渡する者への所得控除を想定している。用地整備後は、立地を希望する民間企業へ土地を分譲することが予想される場合、用地整備を補助金にて支援した場合、補助目的である用地整備事業の完了後、立地企業へ土地分譲（売買）することは補助目的外使用に該当するおそれがある等、補助事業取得財産の管理問題が生じ、整備された産業用地への企業立地に対する障害になりかねないため、租税特別措置によることは政策手段として有効かつ妥当である。上記内容を追記する形で、評価書を修正する。</p> <p>② 租税特別措置法に規定の他の支援措置とは、(1)地方公共団体や民間等が施行する特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合、(2)地方公共団体や民間等が施行する農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合、(3)地方公共団体等（民間を除く）が施行する特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合等、が挙げられるが、本特例措置は、(3)の対象外となっている民間施行の特定住宅地造成事業等について、地方公共団体が民間事業者と連携して産業用地整備を行う際に、当該民間事業者に土地を譲渡する場合においても適用することを想定しており、既存の支援措置とは対象範囲が異なるものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	産業用地整備促進税制の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税5) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税3) 所得税:外、個人住民税:外
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 産業用地に対するニーズが高まる中で用地整備を迅速化するため、地方公共団体による用地整備と同様に、地方公共団体が連携した民間事業者による用地整備においても、地権者が土地を譲渡した際の売却益に対して所得控除を設ける産業用地整備促進税制を創設する。
		《関係条項》 —
5	担当部局	経済産業政策局地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:—
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	—
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業用地に対するニーズが高まる中、産業用地を迅速に供給することで、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。 《政策目的の根拠》 【経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)】 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 (2)中堅・中小企業の稼ぐ力 工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靱化に取り組む。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 経済産業省政策評価基本計画 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業が投資を行うための言わば下地作りである産業用地整備を迅速化することで、国内投資を促進する。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現行制度では、産業用地を整備する際に、地方公共団体が地権者から土地を取得する場合は所得控除がある一方、地方公共団体が連携した民間事業者が土地を取得する場合は同控除がなく、用地造成事業の遅延や頓挫に至る事例が発生している。 本措置により、地権者交渉が円滑に進み、迅速な産業用地整備につながることで国内投資を後押しする。
10	有効性等	①: 適用数 精査中
		②: 適用額 精査中
		③: 減収額 精査中
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、地方公共団体が民間事業者と連携する産業用地造成事業のために地権者が土地を譲渡するインセンティブを与えることにより、合意形成の円滑化や迅速な産業用地整備に寄与し、国内投資を後押しする。
		⑤: 税収減を是認する理由等 国内の立地計画を持つ事業者の割合が増加傾向にある一方で、全国に分譲可能な産業用地面積は、産業用地の造成が分譲スピードに追いついていないこともあり減少している。そのため、新規立地や事業拡大に意欲のある企業に対し、ニーズに合った用地を用意できていない。 産業用地造成は、地方公共団体や土地開発公社が主体となって造成してきたが、用地造成に必要なノウハウの不足(技術者の不足)や、造成に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、地方公共団体主導の産業用地造成が難しい状況になりつつある。 このような状況を踏まえ、地方公共団体がノウハウ等の補完のために民間事業者と連携し、産業用地造成を行う動きが活発になっている。本措置を講じることにより、迅速な産業用地整備を促進し、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、地方公共団体が民間事業者と連携して産業用地整備事業を行う際に、民間事業者に土地を譲渡する者への所得控除を講じるものである。</p> <p>通常、整備後の用地は立地を希望する企業へ分譲することが想定されるが、この産業用地整備を例えば補助金により支援すると、整備後の用地は地権者から土地を購入した民間事業者の取得財産になるため、その後の企業誘致において補助金により取得した財産を立地企業に譲渡することとなり、補助金適正化法に基づく財産処分の制限が付され得る等、整備後の企業誘致に制約が生まれかねない。</p> <p>また、一定の要件を設けた上で、地方公共団体が民間事業者と連携する産業用地造成事業のために地権者が土地を譲渡するインセンティブを与えることは、合意形成の円滑化や迅速な産業用地整備に寄与する。</p> <p>以上より、租税特別措置によることは政策手段として有効かつ妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地方公共団体が地権者から土地を購入する場合や、土地区画整理事業として民間事業者が地権者から土地を購入する場合などの譲渡所得の特別控除について規定されている。(租税特別措置法「第五款特定事業の用地買取等の場合の譲渡所得の特別控除」)</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、産業用地の整備に寄与し、地域の産業振興・産業集積が促進されるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは妥当である。</p>
12	有識者の見解	-	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	



点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：C段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも10年程度と長期間を要する上、既に生産を開始しているプロジェクトについても時間の経過とともに生産量が低減していくものである。このため、政策目標に対し本特例措置の適用期間ごとの達成目標を設定することはなじまないことから、本特例措置の達成目標は、石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げること、及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げることとした。</p> <p>③・④ 本特例措置により探鉱活動を下支えすることで鉱山操業が安定的に維持されることにより、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の維持・向上に資するための措置であることから、本特例措置の達成目標は、引き続き石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げること、及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げることとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和2年度から4年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）を基に経済産業省にて算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 過去の減収額（令和2年度から令和4年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における適用額（令和2年度から令和4年度まで）に対して、法人税率23.2%をそれぞれ乗じて試算している。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果（令和5年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 所期の達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定）に対する過去の効果（令和5年度）が把握されていない。	

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

③ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果（平成30年度から令和4年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

④ 所期の達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する過去の効果（平成30年度から令和4年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑤ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数8件（令和4年度の新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

⑥ 所期の達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数8件（令和4年度の新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

⑦ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合99%（令和4年度の探鉱準備金又は海外探鉱準備金）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。

⑧ 所期の達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合99%（令和4年度の探鉱準備金又は海外探鉱準備金）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。

⑨ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、「石油・天然ガスにおける令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね7割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している」と説明されているが、過去の効果から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑩ 所期の達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する過去の効果について、「金属鉱物における令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率について、算出根拠である経済産業省の統計が令和2年度で終了し、一部の代替データ利用により令和3年度から減少しているが、本制度は自給率向上の支えとして有効であると考えられる」と説明されているが、過去の効果から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑪ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

⑫ 所期の達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 石油・天然ガス（令和5年度）については、以下のとおり。

自主開発比率＝（我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量）  
 ÷（輸入量及び国内生産量）  
 ＝（162.5万boe/d）÷（436.6万boe/d）  
 ＝37.2%

（出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の権益に関する引取量」：独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構のアンケート）

② 令和5年度における鉱物の自給率については集計中のため、最新の時点として令和4年度までの数値を記載した。鉱物資源（ベースメタル）（令和4年度）については、以下のとおり。

自給率＝（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）  
 ÷（国内金属需要量）＝37.7%

※ 計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しており、非公表情報のために省略する。

（出典：財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）

③ 石油・天然ガスについては、以下のとおり。

自主開発比率＝（我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量）  
 ÷（輸入量及び国内生産量）

各年度における数値は下記のとおり。

	我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量（万boe/d）	輸入量及び国内生産量（万boe/d）	自主開発比率（%）
平成30年度	153.1	521.2	29.4
令和元年度	174.6	502.8	34.7
令和2年度	175.3	431.9	40.6
令和3年度	175.3	437.3	40.1
令和4年度	157.8	472.4	33.4

（出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の権益に関する引取量」：独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構のアンケート）

④ 鉱物資源（ベースメタル）については、以下のとおり。

自給率＝（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）  
 ÷（国内金属需要量）  
 [自給率]  
 平成30年度：50.2%  
 令和元年度：52.1%  
 令和2年度：50.4%

<p>令和3年度 : 45.8%                  令和4年度 : 37.7%                  ※計算式は、地金(銅、鉛、亜鉛、錫)ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しており、非公表情報のために省略する。                  (出典:経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」(令和2年度まで)、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査)</p> <p>⑤～⑧ 適用数が少ないことについて、リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の本来的に多くない上、石油・ガス開発業界では企業の統合・再編が進み、結果的に企業数が少なくなっている事情がある。他方、本特例措置を利用することで探鉱を実施した事例もあり、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源の自給率の向上に貢献していると言える。</p> <p>⑨・⑩ 現時点では、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を示すことは難しいが、案件数が限られている資源開発事業において、本特例措置の利用に関する相談や実際に利用されており、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源(ベースメタル)の自給率の向上に寄与していると言える。</p> <p>⑪ 達成目標(石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げる)の直近(令和5年度)の達成状況は74.4%。</p> <p>⑫ 達成目標(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年に80%以上に引き上げる)の直近(令和4年度)の達成状況は47%。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の効果の算定根拠(計算に用いた数値)が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑦～⑩ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標(石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げる)の直近(令和5年度)の達成状況は74.4%」との説明では、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑫ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年に80%以上に引き上げる)の直近(令和4年度)の達成状況は47%」との説明では、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: E段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標(石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる)に対する将来の効果について、「本措置の延長により、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる」と説明されているが、定量的に予</p>
--

<p>測されていない。                  なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標(石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる)に対する将来の効果について、予測される将来の適用数9件(令和6年度から9年度までの新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費)は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であることから、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、安定的に鉱山操業を継続するため、本特例措置を通じて、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(=鉱業資本を回収)することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発投資を円滑に進めていくことで、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源(ベースメタル)の自給率の向上を図るものである。</p> <p>③ 適用数が少ないことについて、リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の本来的に多くない上、石油・ガス開発業界では企業の統合・再編が進み、結果的に企業数が少なくなっている事情がある。他方、本特例措置を利用することで探鉱を実施した事例もあり、石油・天然ガスの自主開発比率の向上に貢献していると言える。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税13) 法人住民税、法人事業税: 義(地方税8)(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税、個人住民税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。
		《要望の内容》 令和7年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長するとともに、海外探鉱準備金制度の対象者である国内鉱業者に準ずるものに係る適用要件の見直しを行う。
		《関係条項》 ・法人税 [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第58条、同法施行令第34条、同法施行規則第21条の15 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第59条、同法施行令第35条、同法施行規則第21条の16 ・法人税(連結法人) [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第68条の61、同法施行令第39条の88、同法施行規則第22条の59 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第68条の62、同法施行令第39条の89、同法施行規則第21条の16(読替規定) ・所得税 [探鉱準備金] 租税特別措置法第22条、同法施行令第14条、同法施行規則第9条 [新鉱床探鉱費の特別控除] 租税特別措置法第23条、同法施行令第15条、同法施行規則第9条の2
5	担当部局	製造産業局鉱物課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和4年4月1日～令和10年3月31日

7	創設年度及び改正経緯	昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間) 昭和43年度 延長(2年間) 昭和45年度 延長(1年間) 昭和46年度 延長(3年間) 昭和49年度 延長(3年間) 昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除) 昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準: 15%→14%) 昭和52年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準: 14%→13%) 昭和55年度 延長(3年間) 昭和58年度 延長(3年間) 昭和61年度 延長(3年間) 平成元年度 延長(3年間) 平成4年度 延長(3年間) 平成7年度 延長(3年間) 平成10年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準: 13%→12%) 平成13年度 延長(3年間) 平成16年度 延長(3年間) 平成19年度 延長(3年間) 平成22年度 延長(3年間) 平成25年度 延長(3年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の新設等) 縮減(海外探鉱準備金所得金額基準: 50%→40%) 平成28年度 延長(3年間) 拡充(準備金積立据置期間の延長: 3年→5年) 縮減(減耗控除限度額の所得基準: 翌期繰越欠損金控除後額に変更等) 令和元年度 延長(3年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の要件: 出資比率50%以上→議決権比率50%以上) 縮減(海外自主開発法人要件: 鉱石引取率30%→40%) 令和4年度 延長(3年間) 縮減(特別控除の対象から、石炭、亜炭及びアスファルトを除外)
		令和7年4月1日～令和10年3月31日(3年間)
8	適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日(3年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー政策において、石油・天然ガスは2030年度の一次エネルギー供給においても合計約5割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者の

	<p>リスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下等が生じている。こうした中、ウクライナ危機によって世界の供給余力は減少した。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けた。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。</p> <p>2024年6月に開催されたG7プーリア首脳サミットにおいても、世界の天然ガス・LNG需給は引き続きタイトである中、天然ガス・LNGの重要性や、将来的な天然ガス・LNG不足への対応にはガスへの投資が適切であることが認識されている。</p> <p>我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。</p> <p>また、金属鉱物についても、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。</p> <p>エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》  ○経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日閣議決定)  第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現  3.投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応  (2)GX・エネルギー安全保障  エネルギー安全保障については、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域による資源・エネルギー情勢の複雑かつ不透明さに対応するため、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいては、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいては、自給率向上に貢献し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を始めとするサプライチェーンの強靱化を促進する。戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版(令和6年6月21日閣議決定)  VI.GX・エネルギー・食料安全保障  1.GX・エネルギー  (2)強靱なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大  ①複雑かつ不透明なエネルギー情勢への対応</p>
--	--

	<p>エネルギー分野では、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域の資源・エネルギー情勢の複雑さ及び不透明さに対応するため、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいて、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいて、自給率の向上に寄与し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を促進するほか、戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。</p> <p>○G7 プーリア首脳コミュニケ(2024年6月14日)(仮訳)  &lt;エネルギー、気候、環境&gt;  ロシアのエネルギーへの依存のフェーズアウトを加速するという例外的な状況において、明確に規定される国の状況を条件に、例えば低炭素及び再生可能な水素の開発のための国家戦略にプロジェクトが統合されることを確保することにより、ロックイン効果を創出することなく我々の気候目標と整合的な方法で実施されるならば、ガス部門への公的に支援された投資は、一時的な対応として適切であり得る。</p> <p>○GX 実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)  2.エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組  (2)今後の対応  6)資源確保 に向けた資源外交 など国の関与の強化  ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界の LNG 供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。</p> <p>○エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)  5.2050年を見据えた2030年に向けた政策対応  (9)エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進  カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に関しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえると、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。</p> <p>②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進  石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じ</p>
--	---

		<p>た自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交や JOGMEC によるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには 2020 年 10 月の 2050 年カーボンニュートラル宣言や 2021 年 4 月の 2030 年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。</p> <p>こうした中であっても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進や JOGMEC によるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率(2019 年度は 34.7%)を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げることを目指す。</p> <p>⑥ 鉱物資源の確保</p> <p>鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュートラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠である。特に、エネルギーの有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。</p> <p>これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続き JOGMEC を通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組みつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。</p> <p>国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等の重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位の低下や新興国の需要拡大に伴う国際的な競争激化等を背景として、非鉄製錬所を取り巻く環境は厳しい状況となっている。このため、国内製錬所における鉱石等の調達リスクや需要の急激な変動リスク等を低減するための支援を強化することにより、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築に取り組む。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたリサイクル資源の最大限の活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等による生産性向上等のための投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大きく低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向けた取組の更なる支援を行う。</p> <p>レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行っていく。</p> <p>こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外</p>
--	--	---

		<p>交を重層的に展開することにより、ベースメタルの自給率(2018 年度は 50.1%)については、引き続き 2030 年までに 80%以上を目指す。さらに、リサイクルによる資源循環を促進することによって、我が国企業が権益を有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて 2050 年までに国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なお、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいく。</p>																			
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	6.資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																			
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○石油・天然ガス</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げる。</p> <p>○金属鉱物</p> <p>我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる」を設定)。</p> <p>※石油・天然ガスの自主開発比率</p> <p>輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>※鉱物資源(ベースメタル)の自給率</p> <p>金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」、「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、貿易統計(財務省)、業界団体・事業者からの聞き取り調査による。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国の自主開発比率(金属鉱物資源にあては自給率)を引き上げることで、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の資源安定供給が確保される。</p>																			
10	有効性等	①: 適用数	<p>(単位: 件)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	項目								
年度	2	3	4	5	6	7	8	9													
項目																					

		探鉱準備金又は海外探鉱準備金	27	19	19	22	20	20	21	20
		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	10	9	8	9	9	9	9	9
※出典:①令和2年度～令和4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) ②令和5～9年度:前3年度の平均値(推計)										
②: 適用額	(単位:億円)									
	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	
	項目									
	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	236	207	404	283	298	328	303	310	
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	48	55	33	45	45	41	44	43	
※出典:①令和2年度～令和4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) ②令和5～9年度:前3年度の平均値(推計)										
③: 減収額	○法人税 (単位:億円)									
	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	
	項目									
	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	55	48	94	66	69	76	70	72	
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	11	13	8	11	10	10	10	10	
※出典:①令和2年度～令和4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)を基に経済産業省にて算出 ②令和5～9年度:前3年度の平均値(推計)										
	○法人住民税 (単位:億円)									
	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	
	項目									
	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	3	3	7	4	4	5	5	6	

		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	1	1	1	1	1	1	1	1
※出典:①令和2～4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)を基に適用額に1.62%(法人税割7%相当)を乗じて算出(実績推計) ②令和5～9年度:前3年度の平均値(推計)										
	○法人事業税 (単位:億円)									
	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	
	項目									
	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	9	8	20	12	13	15	14	14	
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	1	2	2	2	2	2	2	2	
※出典:①令和2～4年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)を基に外形標準課税(所得割1%、特別法人事業税率260%及び付加価値割1.26%)から試算(実績推計) ②令和5～9年度:前3年度の平均値(推計)										
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (石油・天然ガス) 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。 [石油・天然ガスの自主開発比率] 平成30年度:29.4% 令和元年度:34.7% 令和2年度:40.6% 令和3年度:40.1% 令和4年度:33.4%  (非鉄金属) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。) [鉱物資源(ベースメタル)の自給率] 平成30年度:50.2% 令和元年度:52.1% 令和2年度:50.4% 令和3年度:45.8% 令和4年度:37.7%									

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の維持・向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。</p> <p>石油・天然ガスにおける令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね7割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、本措置の延長により、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。</p> <p>金属鉱物における令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率について、算出根拠である経済産業省の統計が令和2年度で終了し、一部の代替データ利用により令和3年度から減少しているが、本制度は自給率向上の下支えとして有効であると考えられる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性があることから、政策手段としての確。</p> <p>また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p> <p>なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では資源価格の変動により上流権益獲得への動きが遅滞するなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めていく上で必要不可欠な制度である。</p> <p>本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探</p>

		<p>鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。</p> <p>なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない（措置法第58条第14項）。</p> <p>予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトに対して、(独)エネルギー・金属鉱物資源機構の出資等により民間の出資負担を軽減し、民間の探鉱開発投資を支援するものとして以下事業が存在。</p> <p>・(独)エネルギー・金属鉱物資源機構 石油・天然ガス海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金) 金属鉱物海外探鉱等事業への出融資・債務保証</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等について、長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保することは、国民生活や地域産業の維持に必要であることから、法人税と併せて法人住民税、法人事業税についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3 経産 04)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の法人税率の特例の延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: D段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。以下同じ。）に係る測定指標（延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうか）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 新たな測定指標（資金繰り状況、売上高の状況）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうかの一つの目標値となりうる。</p> <p>② 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうかの一つの目標値となりうる。当該達成目標を定量的に示すために新たな測定指標を追加した。</p> <p>③ 本税制はリーマンショックを契機として決定された「生活対策」を受けて、中小企業の資金繰り対策等を目的として、平成21年度税制改正において措置されたものであるため、中小企業の経営状況を表すものを指標とする必要があり、現在の指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: B段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。以下同じ。）に対する過去の直接的な効果について、「本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「業況、資金繰り状況については、本措置導入以前と比較して同等程度の水準に回復しているが、売上高の状況は未だ達成できていないため、引き続き本制度が必要」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本措置により期待できる資金繰りの改善等の効果により、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に寄与している。</p> <p>② 図「売上高の推移」、「資金繰りDIの推移」、「業況判断DIの推移」において示している売上高の推移、資金繰りDIの推移は御指摘の点に加え、特に、売上高に関しては、御指摘を踏まえてさらに精緻に分析した表に差し替えることとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: E段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰り改善等の効果が期待できる。また、仮に本税制措置がなかった場合には、設備投資や賃上げを控えるという声もあり、本措置によって、設備投資については、設備投資によって増加する売上の下支えになっているものと評価できる。したがって、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: B段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業者等を対象とした税制や予算は複数存在しているが、目的はそれぞれ異なっている。例えば、付加価値創造を図る製品への取組を支援する補助金や、事業承継を促進する税制等が存在している。 本租税特別措置の必要性は、相当性「①租税特別措置等による妥当性等」に記載のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	対象税目 ①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	法人税: 義(国税 15)、法人住民税: 義(地方 12)
		—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年 800 万円以下の所得金額の部分については税率を 15%に軽減する。
		《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
		《関係条項》 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 令和 3 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 21 年度改正 創設(本則 22%・租特 18%) 平成 23 年度改正 拡充(本則 22%→19%、租特 18%→15%) 平成 27 年度改正 延長(租特 19%→15%) 平成 29 年度改正 延長(租特 19%→15%) 令和元年度改正 延長(租特 19%→15%) 令和 3 年度改正 延長(租特 19%→15%) 令和 5 年度改正 延長(租特 19%→15%)
8	適用又は延長期間	2 年間(令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)
9	必要性等 ①: 政策目的及びその根拠 ②: 政策体系における政策目的の位置付け	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争率の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の 2 年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		7. 中小企業の発展

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 測定指標は、延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうか。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 人手不足、物価高・資源高等の影響が、中小企業にとって重荷になっているなど、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が必要。
		①: 適用数	年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。  実績 ・令和 3 年度: 1,034,827 件 ・令和 4 年度: 1,068,172 件 ・令和 5 年度: 1,051,500 件  (出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。  今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として以下のとおり。 ・令和 6 年度: 1,051,500 件 ・令和 7 年度: 1,051,500 件 ・令和 8 年度: 1,051,500 件
		②: 適用額	・令和 3 年度: 42,533 億円 ・令和 4 年度: 44,020 億円 ・令和 5 年度: 43,277 億円  (出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。  今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として以下のとおり。 ・令和 6 年度: 43,277 億円 ・令和 7 年度: 43,277 億円

		<p>・令和8年度:43,277億円</p>
②	減収額	<p>法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度(19%→15%):1,701億円</li> <li>・令和4年度(19%→15%):1,761億円</li> <li>・令和5年度(19%→15%):1,731億円</li> </ul> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和5年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和3年度及び令和4年度の平均値として推計。</p> <p>今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和3年度及び令和4年度の平均値とすると以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度(19%→15%):1,731億円</li> <li>・令和7年度(19%→15%):1,731億円</li> <li>・令和8年度(19%→15%):1,731億円</li> </ul> <p>法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度(19%→15%):119億円</li> <li>・令和4年度(19%→15%):123億円</li> <li>・令和5年度(19%→15%):121億円</li> </ul> <p>※同年度の法人税の減収額に同年度の法人住民税率(7.0%)を乗じて算出</p> <p>今後の見込みについても、上記法人税に法人住民税率7.0%を乗じると以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度(19%→15%):121億円</li> <li>・令和7年度(19%→15%):121億円</li> <li>・令和8年度(19%→15%):121億円</li> </ul>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうかという達成目標について、業況、資金繰り状況については、本措置導入以前と比較して同等程度の水準に回復しているが、売上高の状況は未だ達成できていないため、引き続き本制度が必要。</p>

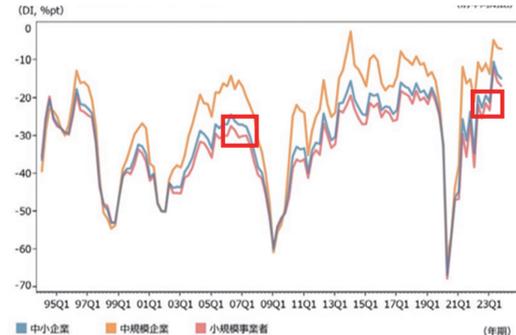
○中小企業の1社あたり売上高の推移

資料:財務省「法人企業統計」を再編加工

○資金繰りDIの推移

資料:中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」  
(注)1.景況調査の資金繰りDIは、前年同期と比べて、資金繰りが好転した企業の割合(%)から、「悪化した企業の割合(%)」を引いたもの。  
2.ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

資料:中小企業白書2024 第1-3-6図「資金繰りDIの推移(企業規模別)」

		<p>○業況判断 DI の推移</p>  <p>資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業業況調査」  <small>（注）1. 業況調査の業況判断DIは、前年同期と比べて、業況が好転し悪化した企業の割合（%）から、「悪化した企業の割合（%）」を引いたもの。          2. ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づき「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づき「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。</small></p> <p>資料：中小企業白書 2024 第1-3-1 図「業況判断 DI の推移（企業規模別）」</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
	⑤： 税収減を是認する理由等	<p>本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
11	相当性	<p>①： 租税特別措置等によるべき妥当性等          本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての確であると言える。</p> <p>②： 他の支援措置や義務付け等との役割分担          本特例措置と類似の支援措置は存在しない。</p> <p>③： 地方公共団体が協力する相当性          本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に</p>

		<p>対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月（R4 経産 06）



点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：D段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業が自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う事前対策については、発生する自然災害等の種類や規模等により様々であることから、一律に定量的な達成目標を示すことは困難だが、中小企業全体が災害発生時における地域のサプライチェーンの維持等に必要事業継続力の強化を図ることが重要である。</p> <p>② 上記①の補足説明に同様。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和5年度）について、「令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別紙について添付する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和6年度から8年度まで）について、「令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別紙について添付する。</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和3年度から5年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「令和3年度、4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別紙について添付する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和6年度から8年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別紙について添付する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。以下同じ。）に対する過去の効果（事業継続力強化計画の認定状況）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が38.3%、「設備投資の時期を早めることができた」が35.0%との回答があった。また、同アンケートにおいて被災経験のある認定事業者に減災効果を得たところ、税制活用事業者は未活用事業者と比べて、被災した際の被害抑制率が44%も高かったことから、本税制は防災・減災設備への企業の投資を後押しし、導入した防災・減災設備によって災害時に被害を抑制している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「中小企業等強靱化法の施行（令和元年7月）以降、令和6年3月末までに約67,000者の事業継続力強化計画を認定している一方、本税制を活用した設備投資については、令和6年3月末までに約78者（推計含む）の税制適用実績にとどまっている」と説明されているが、その原因が</p>
--

中小企業防災・減災投資促進税制

別紙

分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 事業継続力強化計画の認定状況については、令和元年7月から令和6年3月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成した。
② 事業継続力強化計画の認定事業者に対して実施した当該アンケートにおいて、本特例措置を活用したとの回答(60者)うち、設備投資を増やすことができた者が23者で38.3%、設備投資の時期を早めることができた者が21者で35.0%だったことから、本特例措置のおかげで設備投資による防災対策の強化や早期の防災設備の投資の促進が図られており、被災時の被害軽減に効果を発揮している。
③ 中小企業の防災対策にあたっては、まずは発災時の初動対応手順として、社員の安全確保や連絡体制の構築等への取組を優先する企業が多く、本特例措置の活用による設備導入まで至っていないケースが多いことが、本特例措置の活用実績が少ない要因と考えられている。他方、大規模な地震や台風・線状降水帯による大雨など自然災害が全国で多発していることから、中小企業における防災・減災能力の強化は一層重要性を増しており、本特例措置は引き続き必要な措置と認識している。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 本特例措置によって、設備投資による防災対策の強化や早期の防災設備の投資が引き続き促進されることから、中小企業における今後の自然災害等の発生時における被害軽減、ひいては個者並びに地域における事業継続力の強化につながっていくため、本特例措置は、中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得するという達成目標の実現に対する有効な手段である。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置によって、設備投資による防災対策の強化や早期の防災設備の投資が引き続き促進されることから、中小企業における今後の自然災害等の発生時における被害軽減、ひいては個者並びに地域における事業継続力の強化につながっていくため、本特例措置は、中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得するという達成目標の実現に対する有効な手段である」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

過去の適用数及び将来の適用数の推計

- ・ 令和元年7月～令和5年3月末の間に事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は約67,000者であり、認定状況は令和4年度で12,626者、令和5年度で14,227者(令和4年度の1.13倍)。
- ・ 令和元年度～令和5年度において認定事業者のうち、中小企業防災・減災投資促進税制の適用計画者は約1.2%(約800者/約67,000者)であり、そのうち適用者は約10%(78者(\*一部推計を含む)/約800者)。  
\* 令和元年度～4年度の適用者数：68者。  
令和5年度については、令和3年度+4年度の各設備の適用計画件数(251件)における令和4年度実績(15者)の割合(約6%)を用いて、令和4年度+5年度の各設備の適用計画件数(160件)から令和5年度の推計実績を算出。  
・ 令和5年度：160件×約6%=10者
- ・ 上記を踏まえ、  
・ 令和6年度においては約16,000者の認定事業者(令和5年度の1.13倍)のうち約1.4%が税制適用を予定し、そのうち約10%が税制適用すると推計。  
・ 令和7年度においては約18,000者の認定事業者(令和6年度の1.13倍)のうち約1.6%が税制適用を予定し、そのうち約20%が税制適用すると推計。  
・ 令和8年度においては約20,300者の認定事業者(令和7年度の1.13倍)のうち約1.8%が税制適用を予定し、そのうち約50%が税制適用すると推計。  
・ 令和6年度：約16,000者×約1.4%×約10%=23者  
・ 令和7年度：約18,000者×約1.6%×約20%=58者  
・ 令和8年度：約20,300者×約1.8%×約50%=180者

過去の減収額及び将来の減収額の推計

- ・ 令和3年度、4年度の適用額(特別償却限度額)の実績は以下の通り。  
・ 令和3年度：34,444千円  
・ 令和4年度：38,607千円
- ・ 令和5年度については、令和3年度+4年度の適用計画額(1,271,146千円)における令和4年度実績(38,608千円)の割合(約3%)を用いて、令和4年度+5年度の適用計画額(1,116,692千円)から推計実績を算出。  
・ 令和5年度：1,116,692千円×約3%=33,501千円

- ・ 1者あたりの平均適用額は約2,850千円。  
(制度開始の令和元年～5年度の適用総額は221,339千円、令和元年度～5年度の適用者数は78者。)
- ・ 令和6年度～8年度の適用額は、推計した適用者数に平均適用額を乗じて算出。
  - ・ 令和6年度：23者×約2,850千円＝65,550千円
  - ・ 令和7年度：58者×約2,850千円＝165,300千円
  - ・ 令和8年度：180者×約2,850千円＝513,000千円

○法人税

- ・ 法人税率は23.2%(資本金又は出資金1億円以下の法人における課税所得800万円超の部分)とする。
- ・ 上記を踏まえ、令和3年度～8年度における減収額は、以下の通り推計。
  - ・ 令和3年度：34,444千円×23.2%＝7,991千円
  - ・ 令和4年度：38,607千円×23.2%＝8,957千円
  - ・ 令和5年度：33,501千円×23.2%＝7,772千円
  - ・ 令和6年度：65,550千円×23.2%＝15,208千円
  - ・ 令和7年度：165,300千円×23.2%＝38,350千円
  - ・ 令和8年度：513,000千円×23.2%＝119,016千円

○法人住民税

- ・ 法人税減収額×7%(法人住民税率)で算出。
  - ・ 令和3年度：7,991千円×7%＝559千円
  - ・ 令和4年度：8,957千円×7%＝627千円
  - ・ 令和5年度：7,772千円×7%＝544千円
  - ・ 令和6年度：15,208千円×7%＝1,065千円
  - ・ 令和7年度：38,350千円×7%＝2,685千円
  - ・ 令和8年度：119,016千円×7%＝8,331千円

○法人事業税

- ・ 外形外法人のみ適用するものとする。
- ・ 下記(A)+(B)で算出
  - (A) 特別償却による所得減少額×7%(法人事業税率)
    - ・ 令和3年度：34,444千円×7%＝2,411千円
    - ・ 令和4年度：38,607千円×7%＝2,702千円
    - ・ 令和5年度：33,501千円×7%＝2,345千円
    - ・ 令和6年度：65,550千円×7%＝4,589千円
    - ・ 令和7年度：165,300千円×7%＝11,571千円

・ 令和8年度：513,000千円×7%＝35,910千円

(B) 上記(A)法人事業税の減収額×37%(特別法人事業税率)

- ・ 令和3年度：2,411千円×37%＝892千円
- ・ 令和4年度：2,702千円×37%＝1,000千円
- ・ 令和5年度：2,345千円×37%＝868千円
- ・ 令和6年度：4,589千円×37%＝1,698千円
- ・ 令和7年度：11,571千円×37%＝4,281千円
- ・ 令和8年度：35,910千円×37%＝13,287千円

⇒(A)+(B)は以下の通り

- ・ 令和3年度：2,411千円＋892千円＝3,303千円
- ・ 令和4年度：2,702千円＋1,000千円＝3,702千円
- ・ 令和5年度：2,345千円＋868千円＝3,213千円
- ・ 令和6年度：4,589千円＋1,698千円＝6,287千円
- ・ 令和7年度：11,571千円＋4,281千円＝15,852千円
- ・ 令和8年度：35,910千円＋13,287千円＝49,197千円

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税 16) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税:外(国税 16)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、その認定から1年を経過する日までの間に、事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の18%(令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%)の特別償却が適用できる。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長する 等</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 租税特別措置法第11条の3 租税特別措置法施行令第6条の2</p> <p>法人税 租税特別措置法第44条の2 租税特別措置法施行令第28条の5</p>
5	担当部局	経済産業省中小企業庁経営支援部経営安定対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和3年～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>《令和元年度》</p> <p>中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和2年度末まで)</p> <p>《令和3年度》</p> <p>設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、感染症対策設備を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和4年度末まで)</p> <p>《令和5年度》</p> <p>耐震装置を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和6年度末まで)</p>
8	適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)

9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業等経営強化法第66条(中小企業者の事業継続力強化に資するための措置)では、「国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に資する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。</p> <p>(以下参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等経営強化法第2条第15項(定義) この法律において、「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実行性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。</li> <li>・中小企業等経営強化法第3条(基本方針) 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</li> </ul> <p>第2項 四 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順</li> <li>(2) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置</li> <li>(3) 事業活動を継続するための資金の調達手段</li> <li>(4) 親事業者(下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百四十五号)第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力</li> <li>(5) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組</li> <li>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組</li> </ol> <p>ロ 連携して行う事業継続力強化(以下「連携事業継続力強化」という。)の内容に関する次に掲げる事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 連携事業継続力強化における連携の態様</li> <li>(2) 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置</li> <li>(3) 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力</li> <li>(4) 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組</li> </ol> <p>ハ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項</p>
---	------	--

10	有効性等	②: 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展																										
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 計画認定事業者にアンケートを実施したところ、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった。 今後も自然災害が頻発する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。</p>																										
		①: 適用数	<p>(単位: 者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>23</td> <td>58</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度、4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。 令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計。</p>		令和3	4	5	6	7	8	適用件数	20	15	10	23	58	180												
	令和3	4	5	6	7	8																							
適用件数	20	15	10	23	58	180																							
②: 適用額	<p>(単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>34,444</td> <td>38,607</td> <td>33,501</td> <td>65,550</td> <td>165,300</td> <td>513,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度、4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。 令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計。</p>		令和3	4	5	6	7	8	適用額	34,444	38,607	33,501	65,550	165,300	513,000														
	令和3	4	5	6	7	8																							
適用額	34,444	38,607	33,501	65,550	165,300	513,000																							
③: 減収額	<p>(単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>7,991</td> <td>8,957</td> <td>7,772</td> <td>15,208</td> <td>38,350</td> <td>119,016</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>559</td> <td>627</td> <td>544</td> <td>1,065</td> <td>2,685</td> <td>8,331</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>3,303</td> <td>3,702</td> <td>3,213</td> <td>6,287</td> <td>15,852</td> <td>49,197</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度、4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。 令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計。</p>		令和3	4	5	6	7	8	法人税	7,991	8,957	7,772	15,208	38,350	119,016	法人住民税	559	627	544	1,065	2,685	8,331	法人事業税	3,303	3,702	3,213	6,287	15,852	49,197
	令和3	4	5	6	7	8																							
法人税	7,991	8,957	7,772	15,208	38,350	119,016																							
法人住民税	559	627	544	1,065	2,685	8,331																							
法人事業税	3,303	3,702	3,213	6,287	15,852	49,197																							

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業等強靱化法の施行(令和元年7月)以降、令和6年3月末までに約67,000者の事業継続力強化計画を認定している一方、本税制を活用した設備投資については、令和6年3月末までに約78者(推計含む)の税制適用実績にとどまっている。 【事業継続力強化計画の認定状況】 ・令和3年度時点: 40,468者 ・令和4年度時点: 53,094者 ・令和5年度時点: 67,321者</p> <p>令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、今後も継続した地震や水害といった災害等の発生が予想され、中小企業者等が自ら行う事前の備えを後押しし、防災・減災能力を強化していくことは喫緊の課題である。また、実際の直接的な被害の抑制、事業停止による被害の軽減のためには、防災・減災設備の導入が不可欠である。 事業継続力強化計画の策定を促進するとともに、自然災害等に対するより実効性の高い取組を後押しする方策の一つとして、特別償却の税制措置を行うことで、防災・減災に向けた設備投資を通じた中小企業等の事業継続力の強化を図ることが引き続き必要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が38.3%、「設備投資の時期を早めることができた」が35.0%との回答があった。また、同アンケートにおいて被災経験のある認定事業者に減災効果を伺ったところ、税制活用事業者は未活用事業者と比べて、被災した際の被害抑制率が44%も高かったことから、本税制は防災・減災設備への企業の投資を後押しし、導入した防災・減災設備によって災害時に被害を抑制している。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 税制活用事業者にアンケートを実施したところ、税制効果があることにより「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約7割の企業が回答(令和4年度中小企業庁アンケートより)。本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押ししている。 今後も自然災害が継続して発生する可能性が見込まれることから、本税制を活用した企業が災害時にも事業を継続し、サプライチェーンの維持等に資することが重要。</p>

11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備(機械装置、器具備品、建物附属設備)を取得する場合に適用を可能としている。</p> <p>本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受でき、計画取得に係るインセンティブとして中小企業の実効性のある事前対策を促進できる。</p> <p>計画の認定に係る他の措置として、補助金の加算措置においては、あくまで防災減災に係る措置ではなく、計画策定に係るインセンティブとして措置しているところ。金融支援(日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大)においては、設備投資の前段階である資金調達を支援するものであるから、本税制と措置とはインセンティブが異なっている。</p> <p>中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、サプライチェーンの強靱化のために、適用期限を延長することで、引き続き中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。</p> <p>計画の認定に係る他の措置として、補助金の加算措置があるが、本補助金においては防災・減災設備を対象としておらず、あくまで計画策定に係るインセンティブとして措置している。</p> <p>また、他の支援策として金融支援(日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大)を措置しているが、対象を設備資金に限定しておらず、運転資金を含む事業継続力強化計画の実施に必要な資金を貸付対象としている。</p> <p>本税制を活用し、中小企業の防災・減災設備投資を促進し、自然災害等発生時においても中小企業が事業を継続することにより、サプライチェーンの途絶や地域経済の停滞を防ぐことが可能となる。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 経産 07)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	保険会社等の異常危険準備金の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の積立残高については、異常災害のうち過去最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）や各団体における再保険・再共済の締結内容等を踏まえ、各団体が設定した積立残高の目標額の合計以上を早期に積立て、これを維持することを目指す）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（異常危険準備金の積立残高については、異常災害のうち過去最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）や各団体における再保険・再共済の締結内容等を踏まえ、各団体が設定した積立残高の目標額の合計以上を早期に積立て、これを維持することを目指す）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 新たな達成目標（本措置の適用期間中は、法令上の積立義務額にかかわらず、各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による2%を含む）以上の異常危険準備金積立を行うことにより、早期の積立残高回復を推進する）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「各団体が設定した積立残高の目標額の合計以上」は、本特例措置の適用期間の最終年度（令和9年度）末時点の目標額ではなく、常時、当該金額以上の維持を目指す積立残高となるが、現時点において本特例措置の適用対象となっている4団体が設定した積立残高の目標額は合計で120億円である。この点、「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」中、「必要性」欄③「達成目標及びその実現による寄与」に、「120億円」を追記する修正を行った。 他方、本特例措置の適用期間の最終年度（令和9年度）末段階での積立残高の目標額は、「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」中、「有効性等」欄④「効果」に記載のとおり4団体合計で59億円となる。ただし、異常危険準備金は異常災害（大規模災害等）が発生すれば法令に従い取崩すこととなるため、本特例措置の適用期間中における自然災害等の発生如何により変動する可能性がある。</p> <p>② 本特例措置の適用期間の最終年度（令和9年度）末段階においては、各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本特例措置による2%を含む）以上の異常危険準備金積立を行うことにより、積立残高につき4団体合計で59億円以上を目標とする。ただし、異常危険準備金は異常災害（大規模災害等）が発生すれば、法令に従い取崩すこととなるため、本特例措置の適用期間中における自然災害等の発生如何により変動する可能性がある。</p> <p>③ 上述①②のとおり、本特例措置の適用期間の最終年度（令和9年度）末段階での積立残高の目標額は4団体合計で59億円となるが、当該目標の達成のためには毎期の積立額が重要であるところ、毎期の積立額に関しても定量的な目標として「各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本特例措置による2%を含む）以上の異常危険準備金積立」を定めたものである（なお、当該目標による各事業年度の積立額は、「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」中、「有効性等」欄④「効果」に記載のとおりである）。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
-------------------------	-----

【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	保険会社等の異常危険準備金の延長
2	対象税目	(国税17・地方税13(自動運動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等協同組合法に基づき火災共済事業を行う火災等共済組合及び協同組合連合会(以下「火災等共済組合等」という。)は、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、各事業年度の正味収入共済掛金の2%(特例分)の損金算入が認められている。 《要望の内容》 本税制措置の適用期限を令和10年3月31日まで3年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法 第57条の5 租税特別措置法施行令第33条の2
	5 担当部局	経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
	6 評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和28年度 創設 昭和34年度 火災共済協同組合についても適用 昭和36年度 協同組合連合会についても適用(積立率7%) ・無税積立率の変遷 平成5年度 5年間の延長(積立率5%(本則2.5%)) 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成16年度 3年間の延長 平成19年度 3年間の延長 平成22年度 3年間の延長(積立率4%(本則2%)) 平成25年度 3年間の延長 平成28年度 3年間の延長 平成31年度 3年間の延長 令和4年度 3年間の延長 ・洗替保証率の変遷 昭和36年度 火災共済協同組合 75%(協同組合連合会 90%) 昭和53年度 72%(87%) 昭和54年度 69%(84%) 昭和55年度 66%(81%) 昭和56年度 63%(78%) 昭和57年度 60%(75%) 平成28年度 45%(60%)

8	適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日(3年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 火災等共済組合等は、その財務の健全性を確保することにより、共済利用者(中小企業者)に対し円滑かつ確実に共済金を支払うことが求められているところ、発生の時期・被害規模の予測が困難な異常災害が多発した場合においても、円滑かつ確実に共済金支払いを行うという社会的使命を担っている。こうした異常災害の多発に備えるため、火災等共済組合等に対し十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させるとともに、共済利用者(中小企業者)が安心してそのサービスを利用できるようにすることを目的とする。 ※中小企業等協同組合法に基づく火災等共済制度は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べ経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等(風水害等の自然災害を含む)による経済的損失を、共済事業を通じて補填することで、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を整備し、中小企業者の発展に寄与している。 《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法において、火災等共済組合等は、毎事業年度末に、責任準備金の積立てが義務付けられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積立てなければならない(中小企業等協同組合法第58条第5項等)。
		②: 政策体系における政策目的的位置付け 7. 中小企業の発展
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 異常災害に対する火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させることにより、火災共済事業の持続可能性を確保し、中小企業者に係る経済社会の安定に資する。 そのために、異常危険準備金の積立残高については、異常災害のうち過去最大規模の水準(伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額)や各団体における再保険・再共済の締結内容等を踏まえ、各団体が設定した積立残高の目標額の合計(120億円)以上を早期に積立て、これを維持することを目指す。 なお、本措置の適用期間中は、法令上の積立義務額にかかわらず、各事業年度につき正味収入共済掛金×4%(本措置による2%を含む)以上の異常危険準備金積立を行うことにより、早期の積立残高回復を推進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置でもって、火災等共済組合等における異常危険準備金の積極的な積立てを促すことにより、火災等共済組合等が異常災害に対応できる支払原資を確保することで、円滑かつ確実な共済金支払いが担保され、これによって共済利用者たる中小企業者の発

		展に寄与するものである。																								
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>適用数等について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では本措置の対象となる火災等共済組合等に係る数値のみを抽出することができないため、火災等共済組合等からの報告値によると次のとおり。</p> <p>【適用団体数、適用額】</p> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用団体数</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3 団体</td> <td>8,848</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3 団体</td> <td>9,350</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>3 団体</td> <td>9,311</td> </tr> <tr> <td>令和6年度見込</td> <td>3 団体</td> <td>9,744</td> </tr> <tr> <td>令和7年度見込</td> <td>3 団体</td> <td>11,091</td> </tr> <tr> <td>令和8年度見込</td> <td>3 団体</td> <td>11,148</td> </tr> <tr> <td>令和9年度見込</td> <td>3 団体</td> <td>11,205</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出典：火災等共済組合等からの報告値 (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年)</p> <p>なお、本措置の適用対象団体数は4団体であるところ、本措置の適用がない1団体は、各事業年度における正味収入共済掛金の額に対する異常危険準備金の残高の割合が洗替保証率(45%)を超えていることによるものである。もっとも、当該団体においても、異常災害の発生により異常危険準備金の取崩しを行えば、適用期間中にも本措置を使用することができる。</p> <p>○適用対象団体数が4団体と僅少であることについて 火災等共済組合は他の都道府県の区域を地区とする火災等共済組合の地区と重複するものであってはならない旨の法令上の規定により、全国に44団体であるが、このうち41団体(火災等共済組合)は協同組合連合会の火災共済を共同で販売しており、その共済責任の全てを協同組合連合会にて負うこととしていることから、異常危険準備金の積立では当該協同組合連合会において行っている(そのため、上記の適用団体数は1団体としてカウントしている)。なお、残る3団体は単独で火災共済を販売しており、異常危険準備金も自ら積立していることから、本措置の適用対象団体となっている。</p> <p>したがって、実質的に4団体で全国をカバーしていることから、本措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p>		適用団体数	適用額	令和3年度	3 団体	8,848	令和4年度	3 団体	9,350	令和5年度	3 団体	9,311	令和6年度見込	3 団体	9,744	令和7年度見込	3 団体	11,091	令和8年度見込	3 団体	11,148	令和9年度見込	3 団体	11,205
	適用団体数	適用額																								
令和3年度	3 団体	8,848																								
令和4年度	3 団体	9,350																								
令和5年度	3 団体	9,311																								
令和6年度見込	3 団体	9,744																								
令和7年度見込	3 団体	11,091																								
令和8年度見込	3 団体	11,148																								
令和9年度見込	3 団体	11,205																								
		②: 適用額																								
		上記表のとおり。																								

	③: 減収額	<p>【減収額】</p> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,681</td> <td>118</td> <td>583</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,776</td> <td>124</td> <td>616</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,769</td> <td>124</td> <td>614</td> </tr> <tr> <td>令和6年度見込</td> <td>1,851</td> <td>130</td> <td>642</td> </tr> <tr> <td>令和7年度見込</td> <td>2,107</td> <td>148</td> <td>731</td> </tr> <tr> <td>令和8年度見込</td> <td>2,118</td> <td>148</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>令和9年度見込</td> <td>2,129</td> <td>149</td> <td>738</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 減収額の算式は以下のとおりとした。          ○法人税：異常危険準備金当期積立額(割増特例分)×協同組合の税率(19.0%)          ○法人住民税：法人税×協同組合の税率(7.0%：市町村分6.0%+都道府県分1.0%)          ○法人事業税：①+②+③          ① 法人事業税(所得割)：異常危険準備金当期積立額(割増特例分)×協同組合の税率(4.9%)          ② 特別法人事業税：法人事業税(所得割)×協同組合の税率(34.5%)          ③ 法人事業税(付加価値割)：異常危険準備金当期積立額(割増特例分)×協同組合の税率(0.0%)</p> <p>なお、異常災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を超過した積立金は、益金に算入されることから、長期的に見れば税収減とはならない。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	令和3年度	1,681	118	583	令和4年度	1,776	124	616	令和5年度	1,769	124	614	令和6年度見込	1,851	130	642	令和7年度見込	2,107	148	731	令和8年度見込	2,118	148	735	令和9年度見込	2,129	149	738
	法人税	法人住民税	法人事業税																															
令和3年度	1,681	118	583																															
令和4年度	1,776	124	616																															
令和5年度	1,769	124	614																															
令和6年度見込	1,851	130	642																															
令和7年度見込	2,107	148	731																															
令和8年度見込	2,118	148	735																															
令和9年度見込	2,129	149	738																															
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>異常危険準備金の積立残高は、平成30年度以降の異常災害(台風、集中豪雨、雪災等)の多発により取崩しが続いたため減少の一途で、以下のとおり依然として低水準となっている。(他方で、異常災害に対する準備金としての一定の機能を果たしてきた。)</p> <p>自然災害が激甚化・頻発化する中で、異常危険準備金制度の意義は大きくなっているが、仮に平成30年度と同規模の異常災害が発生した場合(異常危険準備金の取崩額は3,378百万円)には、一部の団体において異常危険準備金が枯渇しうる危機的状況にあり、いつ発生するか予測ができない異常災害に備えるため、異常危険準備金の積立残高を早急に回復させる必要がある。</p> <p>そのためにも、本措置を引き続き実施することにより、火災等共済組合等における異常危険準備金の早期積立てを促す必要がある。</p> <p>なお、令和6~9年度の積立残高(見込値)は、異常災害の発生による異常危険準備金の取崩し如何によるため具体的な数値の予測は困難であるが、協同組合連合会における過去10年の異常災害発生年度の平均損害率規模の災害が、当該期間中に1度発生した前提での算出とした。(ただし、取崩額の取扱いについては便宜上、各事業年度に平準化することとした。)</p>																																

	<p><b>【異常危険準備金の積立残高の推移】</b></p> <p>令和3年度 4,907百万円              令和4年度 4,168百万円              令和5年度 4,610百万円              令和6年度見込 4,900百万円              令和7年度見込 5,200百万円              令和8年度見込 5,550百万円              令和9年度見込 5,900百万円</p> <p>(参考)</p> <p>平成29年度 9,515百万円              平成30年度 6,381百万円              令和元年度 5,409百万円              令和2年度 5,358百万円</p> <p>※出典：火災等共済組合等からの報告値              (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》              各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による2%を含む）での異常危険準備金積立てを行った場合、各事業年度における積立額の見込みは次のとおり。そのうち、本措置分は上記「適用額」に記載のとおりである。              また、各火災等共済組合等の状況に応じて、本措置により繰延される税相当額の積増しに係る誘因となりうるものである。</p> <p>令和6年度見込 19,973万円              令和7年度見込 22,654万円              令和8年度見込 22,753万円              令和9年度見込 22,852万円</p> <p>※出典：火災等共済組合等からの報告値              (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年)</p> <p>火災等共済組合等が異常危険準備金の積立てを積極的に行うことにより、異常災害に対応できる支払原資を確保することで、円滑かつ確実な共済金支払いが担保され、これによって共済利用者たる中小企業者の発展に寄与している。</p>
<p>⑤： 税収減を是認する理由等</p>	<p>本措置により、火災等共済組合等の異常危険準備金積立時における税負担を軽減することで、共済利用者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる共済金支払原資を確保するため、異常危険準備金の積立てが促進される。</p> <p>積立てられた異常危険準備金によって、平成30年以降の自然災害が激甚化・頻発化している状況下においても、火災等共済組合等の共済金支払いを円滑かつ確実なものとしており、異常危険準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>なお、異常災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を超過した積立金は、益金に算入されることから、長期的に見れば税収減とはならない。また、本措置により共済金を円滑に中小企業者に支払うことは、異常災害時における税収減をカバーする等、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>

<p>11 相当性</p>	<p>①： 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②： 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③： 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、火災等共済組合等の早期・計画的な異常危険準備金の積立促進に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> <p>また、本措置における損金算入の特例2%は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の45%（協同組合連合会にあっては60%）以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税所得とされることから実質的に国庫負担がなく、かつ事業者に対するインセンティブを付与するスキームは補助金や法令による措置では取りえず、必要最低限の措置として妥当である。</p> <p>異常危険準備金については、中小企業等協同組合法に基づき、各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>火災等共済組合等の異常危険準備金積立時における税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるために異常危険準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災した中小企業者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>—</p>
<p>13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>令和3年8月（R3 経産05）</p>



点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和元年度から5年度までの法人事業税）について、「特別償却による所得減少見込額に法人事業税率（6.7%）をかけて算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 評価書を修正した。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和6年度から8年度までの法人事業税）について、「実績と同様に算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 実績を修正した。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（設備投資対キャッシュフロー比率の向上）に対する過去の効果（令和5年度）が把握されていない。 ② 所期の達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ③ 所期の達成目標（設備投資対キャッシュフロー比率の向上）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 本税制が設備投資を促進し、設備投資対キャッシュフロー比率の向上に影響を与えたと考えられる。 ② 中小企業庁が実施したアンケート調査によると、令和4年度に本税制を活用した企業の約6割において税制措置が設備導入に好影響を与えたと回答した。なお、設備投資の判断は、税制措置の存否のみならず、景気や先行き、自社の資金繰りといった要素も加味して決定されるものであり、本税制措置による効果のみを特定することは困難であると考えられる。 ③ 令和2年度に新型コロナの影響で落ち込んだが、令和4年度に入り回復傾向にあり、引き続き措置が必要であると考えられる。
【点検結果】	①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。以下同じ。）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 新型コロナから回復傾向にあり、設備投資対キャッシュフロー比率及び設備投資実施企業割合は向上すると考えられる。また、生産・営業用設備 D I は同程度の水準が維持されるものと考えられる。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「新

型コロナから回復傾向にあり、設備投資対キャッシュフロー比率及び設備投資実施企業割合は向上すると考えられる。また、生産・営業用設備D Iは同程度の水準が維持されるものと考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。  
 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 25) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 28)
		②: 上記以外の税目 (所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8t以上→3.5t以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見

		直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加) 平成26年度 3年間の延長(平成29年3月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月末までの適用期間の延長) 令和元年度 2年間の延長(令和3年3月末までの適用期間の延長) 令和3年度 2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和5年度 2年間の延長(令和7年3月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数500トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置(機器及び構造を含む。)の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。
8	適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。  《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 7. 中小企業の発展  ○経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～(令和6年6月21日)  第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。          本税制措置の延長後の期限である令和8年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上          80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。          ②設備投資実施企業割合の向上          30%以上の水準を維持する。          ③生産・営業用設備DI          設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>○実績          特別償却          令和元年度:25,591件          令和2年度:22,894件          令和3年度:23,201件          令和4年度:21,339件          令和5年度:21,296件</p> <p>税額控除          令和元年度:28,339件          令和2年度:26,166件          令和3年度:28,656件          令和4年度:29,254件          令和5年度:29,196件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」          ※令和5年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み          特別償却          令和6年度:21,253件          令和7年度:21,210件          令和8年度:21,168件</p> <p>税額控除          令和6年度:29,138件          令和7年度:29,080件</p>

		<p>令和8年度:29,022件</p> <p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和3年度から令和5年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.2%。今後、令和4年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p> <p>&lt;平均伸び率の算出(端数は四捨五入)&gt;          令和2年 17.6%          令和3年 17.5%(前年比 -0.1%ポイント)          令和4年 17.1%(前年比 -0.4%ポイント)          令和5年 17.1%(前年比 0.0%ポイント)          平均 -0.2%ポイント</p>
	<p>②: 適用額</p>	<p>○実績          特別償却          令和元年度:2,338億円          令和2年度:1,999億円          令和3年度:1,934億円          令和4年度:1,814億円          令和5年度:1,810億円</p> <p>税額控除          令和元年度:183億円          令和2年度:163億円          令和3年度:186億円          令和4年度:189億円          令和5年度:189億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」          ※令和5年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み          特別償却          令和6年度:1,806億円          令和7年度:1,802億円          令和8年度:1,798億円</p> <p>税額控除          令和6年度:189億円          令和7年度:189億円          令和8年度:189億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、令和4年度と同程度の実績を見込んで算出。</p>

③: 減収額	<p>○実績</p> <p>●法人税 特別償却 令和元年度:367 億円 令和2年度:300 億円 令和3年度:315 億円 令和4年度:274 億円 令和5年度:273 億円</p> <p>税額控除 令和元年度:183 億円 令和2年度:163 億円 令和3年度:186 億円 令和4年度:189 億円 令和5年度:189 億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和5年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>●法人住民税 特別償却 令和元年度:47 億円 令和2年度:21 億円 令和3年度:22 億円 令和4年度:19 億円 令和5年度:19 億円</p> <p>税額控除 令和元年度:24 億円 令和2年度:11 億円 令和3年度:13 億円 令和4年度:13 億円 令和5年度:13 億円</p> <p>※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和2年度以降は 7%)をかけて算出。</p> <p>●法人事業税 特別償却 令和元年度:67 億円 令和2年度:58 億円 令和3年度:56 億円 令和4年度:52 億円 令和5年度:52 億円</p> <p>※特別償却による所得減少見込額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率(6.7%、令和2年度以降は 7%)をかけて算出した数</p>
--------	---

	<p>値に、法人事業税の減収見込額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率(令和元年度は 43.2%、令和2年度以降は 37%)をかけて算出した数値を合計して算出。</p> <p>○見込み</p> <p>●法人税 特別償却 令和6年度:272 億円 令和7年度:271 億円 令和8年度:270 億円</p> <p>税額控除 令和6年度:189 億円 令和7年度:189 億円 令和8年度:189 億円 ※上記①適用数と同様に、令和4年度と同程度の実績を見込んで算出。</p> <p>●法人住民税 特別償却 令和6年度:19 億円 令和7年度:19 億円 令和8年度:19 億円</p> <p>税額控除 令和6年度:13 億円 令和7年度:13 億円 令和8年度:13 億円</p> <p>※実績と同様に算出。</p> <p>●法人事業税 特別償却 令和6年度:52 億円 令和7年度:52 億円 令和8年度:52 億円</p> <p>※実績と同様に算出。</p>
--	--

	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p> <div data-bbox="465 395 945 694"> <p><b>中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率</b></p> <p>資料：財務省「法人企業統計調査季報」 (年次) (注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。</p> </div> <div data-bbox="465 837 945 1204"> <p><b>設備投資実施割合の推移</b></p> <p>資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」</p> </div>
--	--------------	--

		<div data-bbox="1529 183 2049 502"> <p>(DI,ポイント) <b>生産・営業用設備DIの推移</b></p> <p>資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。 (注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合</p> </div> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
<p>⑥: 税収減を是認する理由等</p>		<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p> <p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p>

	③：地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月(R4 経産 11)



点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: C段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（労働生産性を2020年度比で5%向上。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。以下同じ。）から新たな達成目標（労働生産性を2020年度比で5%向上）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 2025年度に2020年度比で5%向上を達成目標とする。</p> <p>② 2020年7月の中小企業政策審議会第31回にて、中小企業政策の新たな政策目標の一つとして、労働生産性を今後5年で5%向上させることを設定したため、新たな達成目標として設定した。</p> <p>③ ②の通り。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「2025年度に2020年度比で5%向上を達成目標とする」との説明では、達成目標について、目標達成時期が本特例措置の適用期間の最終年度（令和8年度）において示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 「2020年7月の中小企業政策審議会第31回にて、中小企業政策の新たな政策目標の一つとして、労働生産性を今後5年で5%向上させることを設定したため、新たな達成目標として設定した」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし</p>

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし</p>

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: C段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和元年度から5年度までの法人事業税）について、「特別償却による所得減少見込額に法人事業税率（6.7%）をかけて算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: C段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和6年度から8年度までの法人事業税）について、「実績と同様に算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 実績を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: C段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標に対する過去の効果について、「中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 2023年の中小企業の設備投資額は法人企業統計より、12.6兆円である。</p> <p>② 本税制により設備投資が促進されたものの、リーマンショック前の14兆円には達成していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「2023年の中小企業の設備投資額は法人企業統計より、12.6兆円である」との説明では、所期の達成目標に対する過去の効果（令和3年度及び4年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、所期の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本税制により設備投資が促進されたものの、リーマンショック前の14兆円には達成し</p>

ていない」との説明では、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: D段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制により設備投資が促進され、資本生産性が向上されることにより、労働生産性も向上すると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本税制により設備投資が促進され、資本生産性が向上されることにより、労働生産性も向上すると考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: B段階)

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 特別償却か税額控除を選択することができることにより、事業者が個々の資金繰り等の状況に合わせて、手段の選択をすることが可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税26) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税26)
		②: 上記以外の税目 (所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超の法人は7%)が選択適用できる。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業(100億企業)の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の9
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月
		分析対象期間:令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成29年3月末までの適用期間の延長)
		平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間は平成31年3月末まで)
		令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長

8	適用又は延長期間	(適用期間は令和3年3月末まで) 令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和3年度 修正ROA等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和5年3月末まで) 令和5年度 2年間の延長(令和7年3月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外
		令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。  《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 7. 中小企業の発展 ○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～(令和6年6月21日)  第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。  第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

		<p>2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 売上 100 億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M &amp; A・グループ化等を促進する。</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>労働生産性を 2020 年度比で 5% 向上</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>○実績 特別償却 令和元年度: 17,325 件 令和2年度: 15,742 件 令和3年度: 16,266 件 令和4年度: 14,973 件 令和5年度: 14,943 件</p> <p>税額控除 令和元年度: 8,834 件 令和2年度: 7,337 件 令和3年度: 7,653 件 令和4年度: 7,596 件 令和5年度: 7,581 件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和5年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 特別償却 令和6年度: 14,913 件 令和7年度: 14,883 件 令和8年度: 14,853 件</p> <p>税額控除 令和6年度: 7,566 件</p>

		<p>令和7年度: 7,551 件 令和8年度: 7,536 件</p> <p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和3年度から令和5年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.2%。今後、令和4年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p> <p>&lt;平均伸び率の算出(端数は四捨五入)&gt; 令和2年 17.6% 令和3年 17.5%(前年比 -0.1%ポイント) 令和4年 17.1%(前年比 -0.4%ポイント) 令和5年 17.1%(前年比 0.0%ポイント) 平均 -0.2%ポイント</p> <p>※令和7年度以降の拡充内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。</p>
	②: 適用額	<p>○実績 特別償却 令和元年度: 5,685 億円 令和2年度: 4,742 億円 令和3年度: 4,885 億円 令和4年度: 5,005 億円 令和5年度: 4,995 億円</p> <p>税額控除 令和元年度: 139 億円 令和2年度: 96 億円 令和3年度: 115 億円 令和4年度: 120 億円 令和5年度: 120 億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和5年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 特別償却 令和6年度: 4,985 億円 令和7年度: 4,975 億円 令和8年度: 4,965 億円</p> <p>税額控除 令和6年度: 120 億円 令和7年度: 120 億円 令和8年度: 120 億円</p>

		<p>※上記①適用数と同様に、令和4年度と同程度の実績を見込んで算出。</p>
③	減収額	<p>○実績</p> <p>●法人税 特別償却 令和元年度:836億円 令和2年度:672億円 令和3年度:799億円 令和4年度:772億円 令和5年度:770億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139億円 令和2年度:96億円 令和3年度:115億円 令和4年度:120億円 令和5年度:120億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和5年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>●法人住民税 特別償却 令和元年度:108億円 令和2年度:47億円 令和3年度:56億円 令和4年度:54億円 令和5年度:54億円</p> <p>税額控除 令和元年度:18億円 令和2年度:7億円 令和3年度:8億円 令和4年度:8億円 令和5年度:8億円</p> <p>※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は12.9%、令和2年度以降は7%)をかけて算出。</p> <p>●法人事業税 特別償却 令和元年度:546億円 令和2年度:453億円 令和3年度:469億円 令和4年度:480億円 令和5年度:480億円</p>

		<p>※特別償却による所得減少見込額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率(6.7%、令和2年度以降は7%)をかけて算出した数値に、法人事業税の減収見込額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率(令和元年度は43.2%、令和2年度以降は37%)をかけて算出した数値を合計して算出。</p> <p>○見込み</p> <p>●法人税 特別償却 令和6年度:768億円 令和7年度:766億円 令和8年度:764億円</p> <p>税額控除 令和6年度:120億円 令和7年度:120億円 令和8年度:120億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、令和4年度と同程度の実績を見込んで算出。</p> <p>●法人住民税 特別償却 令和6年度:54億円 令和7年度:54億円 令和8年度:54億円</p> <p>税額控除 令和6年度:8億円 令和7年度:8億円 令和8年度:8億円</p> <p>※実績と同様に算出。</p> <p>●法人事業税 特別償却 令和6年度:479億円 令和7年度:477億円 令和8年度:477億円</p> <p>※実績と同様に算出。</p>
--	--	---

	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円) <b>中小企業の労働生産性の推移</b></p> <p>(出典) 財務省「法人企業統計」より財務課集計          ※中小企業=資本金1億円未満として集計          ※労働生産性=付加価値(当期末)÷期中平均従業員数(当期末)          ※付加価値(当期末)=人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課+営業純益</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
	<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、</p>

		<p>内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できることとされている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>—</p>
<p>13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>令和4年8月(R4経産10)</p>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要なかつ有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。
【経済産業省の補足説明】
① 記載しております。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させる）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和3年度から5年度まで）が年度ごとに把握されていない。
② 過去の適用数について、「9社（沖縄電力を除く一般送配電事業者）」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 令和3年度から令和5年度までの適用数も9社になります。
② 出典はこちらです。 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/fee/structure/pricing/pricelist.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/fee/structure/pricing/pricelist.html</a>
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和6年度から11年度まで）が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 令和6年度から令和11年度までの適用数も各年度9社になります。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和3年度及び4年度の法人事業税）が把握されていない。
② 過去の減収額（令和5年度の法人事業税）について、「2023年度は約14億円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
① 追記しました。
② 減収額（発電事業者に対して支払う賠償負担金相当金・廃炉円滑負担金相当金×税率（1.3%）になります。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「減収額（発電事業者に対して支払う賠償負担金相当金・廃炉円滑負担金相当金×税率（1.3%）になります」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和6年度から11年度までの法人事業税）が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 令和2年時から本制度の変更はないため、同程度の減収額を予定しています。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和2年時から本制度の変更はないため、同程度の減収額を予定しています」との説明では、将来の減収額が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。
【経済産業省の補足説明】
① 記載しております。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることとなる」との説明では、達成目標に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。
【経済産業省の補足説明】
① 記載しております。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることとなる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置
2	対象税目	法人事業税(地方税 10)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 託送料金により回収され原子力事業者に払い渡される賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、二重課税回避のため、一般送配電事業者・配電事業者の課税標準から控除する。(令和6年度末まで)
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長する。
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第21項 地方税法施行規則 第2条の9 等
5	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和6年8月
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度 新設要望。 平成30年度 創設。 令和2年度以降に開始する事業年度から適用開始。
8	適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 福島事故前に確保しておくべきであった賠償への備えとしての「賠償負担金」及び円滑な廃炉を促す環境を整備する観点からの「廃炉円滑化負担金」を、これまで原子力の電気を広く需要家が利用していた実態等を勘案して、託送料金での回収を可能とした制度措置を実施しているところ。当該制度の下では、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、託送料金を通じて一般送配電事業者が回収した後、原子力発電事業者に払い渡されることとなるが、現状、電気供給業の課税標準は収入金額となっているため、電力システム改革により一般送配電事業者が法的分離されている中においては、二重課税が発生する構造となっている。そのため、法的分離の下でも、二重課税を回避しつつ、引き続き円滑に公益的課題に要する費用の払い渡しを実施するため、租税特別措置が必要である。 《政策目的の根拠》 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について(平成28年12月閣議決定)において、「被災者・被災企業への賠償については、電力自由化が進展する環境下における受益者間の公平性及競争中立性の確保を図りつつ、国民全体で福島を支える観点から、福島第一原発の事故前には確保されていなかった分の賠償の備えについてのみ、広く需要家全体の負担とし、そのために必要な託送料金の見直

			し等の制度整備を行う。」とされている。 また、「エネルギー基本計画(2018年7月閣議決定)」で示されている原発依存度の低減というエネルギー政策の基本方針の下、円滑な廃炉を促すために原子力発電所の廃炉に伴って一括して生じる費用を分割計上する費用として託送料金の一部としての回収を可能としている。かかる公益的課題に要する費用の払い渡しについては、今後要望する租税特別措置の延長期間にも継続するものであり、法的分離が実施された中においても、引き続き円滑に実施していくことは重要である。
		②: 政策体系における政策目的的位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防止、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させる。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防止、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させている。
10	有効性等	①: 適用数	9社(沖縄電力を除く一般送配電事業者)
		②: 適用額	2020年度は約 352 億円 2021年度は約 1,013 億円 2022年度は約 884 億円 2023年度は約 1,091 億円
		③: 減収額	2020年度は約 5 億円 2021年度は約 11 億円 2022年度は約 13 億円 2023年度は約 14 億円
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防止、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることとなる。  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 —

		⑤: 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	二重課税回避のため、追加的負担を回避する本措置は妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	政策目的である公益的課題に要する費用の払い渡しを円滑に実施するためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和6年度から9年度まで）が年度ごとに予測されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 事前評価書へ反映済み。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和6～9年度については過去の実績を踏まえて算出した推計値である」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
-------------------------	-----

【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 事前評価書へ反映済み。また、過去の令和2年度以前の実績値について、適した数値へ修正も加えている。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「新規参入者による託送量（実績）」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 本特例措置により、収入金課税が引き続き適用されるガス小売事業者とそれ以外のガス小売事業者の間における税負担の不均衡を縮小することで、公平な市場環境を確保されており、その旨事前評価書へ反映済み。
【点検結果】	① 「本特例措置により、収入金課税が引き続き適用されるガス小売事業者とそれ以外のガス小売事業者の間における税負担の不均衡を縮小することで、公平な市場環境を確保されており、その旨事前評価書へ反映済み」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

点検項目(3)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税:義(地方税 11)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合、法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。 《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和10年3月31日までとする。 《関係条項》 地方税法 附則第9条第10項、 地方税法施行令附則第6条の2第3項 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第7条第4号
5	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和2~9年度
7	創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設 以降、平成22年度、25年度、28年度、31年度、令和3年度にそれぞれ3年間の延長
8	適用又は延長期間	3年間 (令和7年4月1日~令和10年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《政策目的の根拠》 「エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)」 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応 (11)エネルギーシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組 ②: 政策体系における政策目的の位置付け 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置によってガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することにより、競争の活性化及び新規参入の促進に寄与している。引き続き公平な競争環境を整備することが重要。																								
		①: 適用数	令和2年度:109社、令和3年度:108社、令和4年度:104社、令和5年度:107社、令和6~9年度:106社 なお、令和2~5年度については実績値であり、令和6~9年度については過去の実績を踏まえて算出した推計値である。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り)																								
		②: 適用額	適用額(百万円)=控除託送料金(百万円) 令和2年度:89,107、令和3年度:99,684、令和4年度:96,941、令和5年度:95,303、令和6年度:88,159、令和7年度:81,852、令和8年度:76,148、令和9年度:70,495 ※令和2~5年度は実績、令和6年度~9年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り)																								
		③: 減収額	減収額(百万円)=控除託送料金(百万円)×税率 令和2年度:1,158、令和3年度:1,296、令和4年度:1,260、令和5年度:1,239、令和6年度:1,146、令和7年度:1,064、令和8年度:990、令和9年度:916 ※令和2~5年度は実績、令和6年度~9年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り)																								
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (政策目的の達成状況) 新規参入者による託送量(実績) (単位:千m <sup>3</sup> ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年度</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>託送量</td> <td>4,201</td> <td>4,581</td> <td>5,295</td> <td>5,744</td> <td>6,813</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>託送量</td> <td>6,904</td> <td>6,588</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 新規参入者による託送量は増加し、自由化市場の拡大に寄与している。平成29年度の小売全面自由化以降、新規参入者のみならず一般ガス導管事業者同士の競争も活性化され、託送量の拡大が見込まれる。 (達成目標の実現状況) 収入金課税が引き続き適用されるガス小売事業者とそれ以外のガス小売事業者の間における税負担の不均衡を縮小することで、公平な市場環境を確保している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 収入金課税が引き続き適用されるガス小売事業者とそれ以外のガス小売事業者の間で課税方式に差異があるため、同じガス市場において異なる条件での競争が生じることとなるが、本特例措置により、両者間の税負担の不均衡を縮小することで、公平な市場環境を確保することができる。	年度	H29	H30	R1	R2	R3	託送量	4,201	4,581	5,295	5,744	6,813	年度	R4	R5				託送量	6,904	6,588			
年度	H29	H30	R1	R2	R3																						
託送量	4,201	4,581	5,295	5,744	6,813																						
年度	R4	R5																									
託送量	6,904	6,588																									

		⑤: 税収減を是認する理由等	ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができるため、税収減とすることの有効性が認められる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>事業税の課税標準の算定に当たり、収入金課税の場合「ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額」を収入金額から控除することは、収入金額を課税標準としないガス小売事業者との課税の公平性の観点から、公平なコスト環境の下での競争を実現するものであり、妥当なものである。</p> <p>なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となる。</p> <p>自前のガス導管を所有しないガス小売事業者の託送料金に係る事業税が控除されない場合、ガス導管網を所有するガス小売事業者（一般ガス導管事業者等）に比べ、事業税額に相当する分のコストが割高になるという競争上不利な条件に置かれることになり、その結果として、事業機会が損なわれる可能性が生じる。</p> <p>したがって、事業者の事業機会が損なわれないよう、特例措置によって、ガスの自由化市場における公平な競争環境を整備することによって、事業者の収入の安定化にもつながり、地方の税収の一定程度の確保にも資することになる。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 経産 09)